

# 人権等に関する主な相談窓口一覧

分類	機関名	電話番号	受付時間
部落差別 (同和問題)	前橋市 共生社会推進課	027-898-6517	月～金 8:30～17:15
	前橋市隣保館	027-285-5534	月～金 8:30～17:15
女性	前橋市男女共同参画センター	027-898-6520	月～金 9:00～17:00
	前橋市DV電話相談	027-898-6524	月～金 9:00～17:00
子ども	前橋市 家庭児童相談室	027-223-4148	月～金 8:30～17:15
	プラザ相談室（総合教育プラザ内）	027-230-9090	月～金 10:00～17:00
	いじめ相談ダイヤル	027-257-0808	月～金 8:30～17:15
	群馬県中央児童相談所 子どもホットライン24	0120-783-884 ※携帯電話の方は 027-263-1100	24時間対応
高齢者	前橋市地域包括支援センター中央	027-898-6275	月～金 8:30～17:15
障害者	前橋市 障害福祉課	027-220-5711	月～金 8:30～17:15
	前橋市障害者虐待防止センター	027-220-5722	24時間対応
外国籍の人	外国人相談窓口	027-898-5965	月 13:00～17:00
	英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ベトナム語		木 9:00～13:00
犯罪被害者等	前橋市 共生社会推進課	027-898-6517	月～金 8:30～17:15
	被害者支援センター すてっぶぐんま	027-253-9991	月～金 10:00～16:00
	群馬県性暴力被害者サポートセンター（SAVEぐんま）	027-329-6125	月～金 9:00～17:00
生活困窮	前橋市 社会福祉課	027-898-6148	月～金 8:30～17:15
	まえばし生活自立相談センター（生活福祉資金貸付を含む）	027-898-6890	月～金 8:30～17:15
一般相談	前橋市 市民相談提案係	027-898-6100	月～金 8:30～17:15

※受付時間欄に特別の記載がない場合は、祝日、年末年始に受け付けは行っていません。



令和6年3月

前橋市市民部共生社会推進課 人権・男女共同参画係  
前橋市大手町二丁目12-1  
電話 027-898-6517 FAX 027-221-6200

## 第2次人権教育・啓発の推進に関する

# 前橋市基本計画



### わかりやすい世界人権宣言（抜粋）

（日本語：谷川俊太郎／公益財団法人アムネスティ・インターナショナル）

#### 第1条 みんな仲間だ

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。

#### 第2条 差別はいやだ

わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。

また、どんな国に生きていようと、その権利にかわりはありません。

#### 第3条 安心して暮らす

ちいさな子どもから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、わたしたちはみな自由に、安心して生きていく権利をもっています。

#### 第6条 みんな人権をもっている

わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。

#### 第25条 幸せな生活

だれにでも、家族といっしょに健康で幸せな生活を送る権利があります。病気になったり、年をとったり、働き手が死んだりして、生活できなくなったときには、国に助けをもとめることができます。母と子はとくに大切にされなければいけません。

#### 第26条 勉強したい

だれにでも、教育を受ける権利があります。小、中学校はただで、だれもが行けます。大きくなったら、高校や専門学校、大学で好きなことを勉強できます。教育は人がその能力をのばすこと、そして人としての権利と自由を大切にすることを目的とします。人はまた教育を通じて、世界中の人とともに平和に生きることを学ばなければなりません。



本編はこちら

## 1 基本的な考え方

### ● 計画の背景と目的

平成23年度に策定された「人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」が、令和5年度をもって12年が経過し、人権問題の多様化や複雑化をはじめ、社会情勢等の変化に伴い新たな課題も生じています。

そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の理念のもと本計画を策定し、幸福度(ウェルビーイング)向上の実現に向けて取り組めます。

### ● 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

※ただし、社会情勢等の変化を踏まえて随時、見直しを行います。

### ● 基本理念

「一人ひとりを尊重する社会の推進」によってすべての市民の幸福度(ウェルビーイング)向上を実現する

### ● 計画の目標

本計画の推進を図るため、市民意識調査結果から目標を設定しています。

推進目標	平成24年度	令和2年度	令和5年度
自分や自分の家族の人権が侵害されたと思ったことがある人の割合	13.1% (※)	11.6% (※)	0%

※平成24年度 人権に関する市民意識調査  
 ※令和2年度 人権に関する市民意識調査

## 2 人権教育・啓発の推進

### ● 人権教育の推進

市民の人権意識を向上するには、これからの社会を担うこどもの人権意識をしっかりと形成することが大切です。

家庭、学校、地域社会が一体となり、生涯学習の視点に立って、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

課 題	推進方針
保育所(園)や認定こども園、幼稚園における推進	・自尊感情豊かな人権感覚の芽生えを育む保育・教育の推進
学校教育における推進	・自他の大切さを認め合える人権教育の推進 ・生き方の自覚を深める道徳教育の推進
社会教育・家庭教育における推進	・家庭教育の充実のための支援 ・地域における人権教育の充実

### ● 人権啓発の推進

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの自覚と努力によって築き上げられていくものです。

多様な市民が、人権への理解・関心の度合い等に応じ、必要な知識を習得し、行動につなげることができるよう、親しみやすく、分かりやすい人権啓発の推進に努めます。

課 題	推進方針
市民に対する啓発	・学習機会の提供 ・関係団体等との連携による啓発活動の充実
企業等に対する啓発	・情報提供等の人権啓発 ・企業における研修会の開催や講演会の参加の働きかけ

## 3 主な課題別施策の推進

各課題別人権について、現状と課題と推進方針を記載しています。

課 題	推進方針
①部落差別(同和問題)	・正しい知識の発信 ・関係機関との連携
②女性の人権	・男女共同参画のための普及・啓発 ・政策等の立案・決定への女性の参画の推進 ・DVやハラスメント等の防止、被害者の支援
③こどもの人権	・こどもの人権に関する教育・啓発活動の推進 ・こどもの健やかな成長に向けた地域ぐるみの支援体制の充実 ・児童虐待防止に向けた相談体制の整備・関係機関との連携 ・いじめの未然防止・早期発見・早期解消に向けた対策の充実 ・ヤングケアラーに関する理解促進・実態把握、関係機関との連携
④高齢者の人権	・相談体制の充実 ・高齢者の権利擁護の推進
⑤障害者の人権	・広報・啓発活動 ・差別解消・虐待防止 ・雇用の支援 ・福祉の街づくり ・活動範囲の拡大と社会参加の促進
⑥外国籍の人の人権	・多文化共生の推進 ・外国人と市民の相互理解のための教育・啓発の推進
⑦H I V等感染症に関する人権	・感染症に関する正しい知識を深めるための啓発推進 ・感染症の早期発見・治療につなげるための取り組み
⑧犯罪被害者やその家族の人権	・犯罪被害者等やその家族の人権に関する教育・啓発活動の推進 ・支援団体との連携
⑨刑期を終えた人の人権 <b>NEW</b>	・「まえばし福祉のまちづくり計画」の推進 ・更生保護活動の支援
⑩性的マイノリティ(LGBTQ)の人権 <b>NEW</b>	・S O G I (性的指向・性自認)等を理由とする人権侵害に関する教育・啓発活動の推進 ・「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」等の普及促進
⑪インターネット等による人権侵害	・関係団体等と連携した社会的な仕組みづくりの確立 ・学校教育におけるルールやマナーを守った利用の促進
⑫さまざまな人権課題	・人権を尊重する教育や啓発の推進 ・北朝鮮拉致被害者に関する啓発(北朝鮮当局による人権侵害に対する認識を深めるための啓発) ・ホームレスの人々の支援

## 4 市職員等に対する研修の推進

市の職員は、公権力の行使をはじめ、市民と窓口や事業実施等の様々な場面で関わるため、とりわけ高い人権意識が必要です。本市のあらゆる施策を人権尊重の理念を基礎として展開するとともに、市民対応における人権的配慮を向上させるため、職員への人権教育と人権啓発を継続的に推進します。

課 題	推進方針
行政職員	・職員の資質向上のため、人権に関する研修の計画的実施
教職員	・県教育委員会等と連携した研修の計画的実施
社会教育関係者(市職員・社会教育団体等)	・資質向上の研修に加え、人権問題を扱った各種研修への参加を促進
地域福祉関係者(民生委員・児童委員等)	・常に人権に配慮した対応が出来るよう人権研修の充実 ・人権に配慮した研修の充実
消防職員	・職員の資質向上のため、人権に関する研修の計画的実施

